

<預かり保育利用料の請求手続きについて>

3か月ごと（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）の償還払いです。（償還払いとは一旦、保護者が幼稚園へ預かり保育利用料を納め、保護者が美濃加茂市へ請求し、美濃加茂市から保護者の口座へ入金する方法）

<預かり保育利用料の請求>

以下の書類を交付申請スケジュールの交付申請期限までに、幼稚園または美濃加茂市教育委員会へ提出してください。

- ① 「施設等利用費請求書（償還払い用）」（別紙 記入例を参照ください。）
- ② 幼稚園が毎月発行する預かり保育を利用した月の「領収証」の写し
（保護者の方が預かり保育利用料を幼稚園に納めている証拠書類となります。）
- ③ 幼稚園が毎月発行する預かり保育を利用した月の「提供証明書」の写し
（幼稚園が預かり保育を提供した回数等の証拠書類となります。）

※ ②③は、1枚の用紙になっている場合があります。

※ 幼稚園によって、②③の書類を保護者の方にお渡しする日が異なりますが、書類が正しい順番、提出してください。

提出書類を確認・審査した後、美濃加茂市から保護者の方の口座へ振り込みます。

【留意事項】

- ・預かり保育利用料の請求申請を幼稚園に提出する場合は封筒に入れ、封印し、園児の名前を封筒に書いて提出してください。
- ・預かり保育利用料を幼稚園に納めていないと幼稚園から領収証を発行することができません。遅延なく納付いただきますようお願いいたします。
- ・3か月ごとの請求になりますので、幼稚園が発行する「領収証」及び「提供証明書」を大切に保管願います。
- ・預かり保育料の請求書は、提出期限を過ぎても随時受け付けますが、できる限り期限を守っていただきますようご協力ください。

◇交付申請スケジュール◇

預かり保育利用月	交付申請期限
令和2年7～9月	令和2年10月20日（火）
令和2年10～12月	令和3年1月20日（水）
令和3年1～3月	令和3年4月9日（金）
令和3年4～6月	令和3年7月20日（火）
令和3年7～9月	令和3年10月20日（水）
令和3年10～12月	令和4年1月20日（木）
令和4年1～3月	令和4年4月8日（金）

！注意：年度末の交付申請期限については4月10日となります。

（但し、期限の日が土日祝日の場合はその前の平日が期限の日となります。）

申請書の申請日は3月31日としてください。

申請期限の日を過ぎた場合は次回の申請期限の申請として受け付けます。